

版画フォーラム2014 「千紫万紅の作品の中で」

本年2月にフランス・パリ展を開催し、大反響となり、年々その輪を広げている「版画フォーラム」が今年も「東秩父村和紙の里」で開催されました。

今年は「版画フォーラム2014 和紙の里ひがしちぢぶ展」として、6月21日（土）から28日（土）までの8日間、開催されました。

この展示会は、版画フォーラム実行委員会が主催し、村をはじめ県や多くの機関、企業が後援しています。今年で11回目となる今回は、全国および海外から合わせて2



版画フォーラム大賞『初冬』後藤道子さん作

藤道子さん（広島）の『初冬』が選ばれ、澄んだ空と息吹をみせる植物が織りなす、初冬を感じさせる繊細な色使いの作品に、見た人から感嘆の声が溢れました。その他の作品も多彩な風合いをだし、来場者の心を釘付けにしました。

「来年の開催も今から楽しみにしています」という声が多く聞かれました。

37人、368点の作品の応募がありました。海外は、アメリカ、ブルガリアやセルビアから36点の招待作品があり、セルビアの方からの出展は今回が初めてです。

会場には8日間で2400人もの来場者が訪れ、連日にぎわいを見せました。

子どものしあわせのために

* 児童扶養手当制度

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、

手当の支給に制限があります。

* 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月から手当の対象になります。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

住民福祉課 福祉担当 ☎82-1221

優良運転者を表彰します

表彰条件 交通安全協会員であり、次の期間無事故無違反で過去に同種の表彰や上局の表彰を受賞していないこと。

一般ドライバー：5年/10年/15年/20年/25年/30年
35年/40年

職業ドライバー：3年以上（運転経歴5年以上）

申請方法 表彰上申書に「無事故・無違反証明書」を添え、会員証または会員証のコピーを提示して申請してください。

* 職業ドライバーの場合は、上記書類のほか事業所の「運転業務経歴書」が必要です。

* 詳しくは小川地方交通安全協会事務局、または役場総務課（☎82-1226）にお問合せください。

受付期間 8月1日（金）～9月30日（火）
表彰日 11月15日（土）リリースおがわ
事務局 小川地方交通安全協会（小川警察署内）
☎72-1919

国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付」・「半額納付」・「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。

どちらの承認期間も、7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560
役場住民福祉課 ☎82-1221